

公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 公職選挙法施行令の一部改正に関する事項

- 一 選挙人の宣言及び代理投票の仮投票に係る条文上の表現について、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めること。（公職選挙法施行令第四十条第一項及び第四十一条第一項関係）
- 二 不在者投票の代理投票における補助者については、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場  
所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めるものとする。こと。（公職選挙法施行令第五十  
六条第四項関係）

- 三 在外投票の代理投票における補助者については、在外投票に係る事務に従事する在外公館職員のうち  
から定めるものとする。こと。（公職選挙法施行令第六十五条の四第三項関係）

- 四 指定都市の区に適用する指定都市以外の市に関する規定に、公職選挙法施行令第五十条及び第五十六  
条を追加すること。（公職選挙法施行令第四百四十一条の三第一項関係）

- 五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正に関する事項

一 投票人の宣言及び代理投票の仮投票に係る条文上の表現について、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めること。（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第五十一条第一項及び第五十二条第一項関係）

二 不在者投票の代理投票における補助者については、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場  
所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めるものとする。こと。（日本国憲法の改正手続に  
関する法律施行令第七十条第四項関係）

三 在外投票の代理投票における補助者については、在外投票に係る事務に従事する在外公館職員のうち  
から定めるものとする。こと。（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第九十五条第二項関係）

四 指定都市の区に適用する指定都市以外の市に関する規定に、日本国憲法の改正手続に関する法律施行  
令第六十四条第一項及び第七十条第一項を追加すること。（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令  
第四百四十二条第一項関係）

五 成年被後見人に係る憲法改正国民投票の投票権の欠格条項及び投票人名簿の表示に係る規定が削除さ  
れたことに伴い、所要の規定の整理を行うこと。（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第七条、

第八条、第九条第一項、第二十八条及び第四百四十一条第一項関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 施行期日等に関する事項

一 この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。こと。（附則第一項関係）

二 改正後の公職選挙法の規定は、この政令の施行日後初めてその期日を公示又は告示される選挙から適用するものとする。こと。（附則第二項関係）